

(参考)

「災害等による消費税簡易課税制度選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受け、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間等について、消費税法第37条第1項の規定の適用を受けることが必要となった又は受けることの必要がなくなった場合に、消費税法第37条の2第1項又は第6項に規定する届出書の提出日の特例の承認を受けようとする事業者が提出するものです。

2 提出時期等

承認を受けようとする事業者は、この申請書を災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2ヶ月以内(当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る消費税法37条の2第1項又は第6項に規定する課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該課税期間等に係る消費税法第45条第1項の規定による申告書の提出期限まで)に、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

税務署長の承認を受けた場合には、その適用(不適用)を受けようとする課税期間の初日の前日にその届出書を提出したものとみなされます。

(注)1 個人事業者にあつては、上記かっこ書きのうち、「翌日」とあるのは、「翌日から1月を経過した日」となります。

2 申告書の提出期限が、国税通則法第11条《災害等による期限の延長》の適用を受けて延長されたときは、この申請書の提出期限も同様に延長されます。

3 記載要領

(1) 「届出日の特例の承認を受けようとする届出書の種類」欄には、この申請書により届出日の特例承認を受けようとする届出書を記載します(該当する届出書の にレを付します。)。

(2) 「選択被災課税期間又は不適用被災課税期間」欄には、この申請により届出日の特例承認を受けたとした場合に、上記(1)の届出書の効力が発生することとなる課税期間の初日及び末日を記載します。

なお、上記(1)の届出書の種類が「消費税簡易課税制度選択不適用届出書(第25号様式)」である場合には、初日のみ記載します。

(3) 「イ 災害その他やむを得ない理由」等の欄には、イ、ロ、ハ、ニの理由、状況等について記載します。

なお、当該欄に記載しきれない場合には、適宜な用紙に記載し、添付してください(以下同じ。)。

(例)イ	地震
ロ	工場建物の倒壊(市××町)
ハ	倒壊した工場再建築のため簡易課税制度をとりやめたい

(4) 「事業内容等」欄には、営む事業の内容を具体的に記載します。

なお、上記(1)の届出書の種類が「消費税簡易課税制度選択届出書(第24号様式)」である場合には、簡易課税制度の第一種事業から第五種事業の5種類の事業区分のうち、該当する事業の種類を併せて記載します。

(5) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等を記載します。

(6) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署(個人の場合は、個人課税(第一)部門、法人の場合は、法人課税(第一)部門)にお問い合わせください。